

会 員 各 位

公益社団法人宮城県トラック協会

会 長 須 藤 弘 三

(会長印省略)

先進環境対応型ディーゼルトラックの導入に対する補助について（特別募集）

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の業務運営に、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先進環境対応型ディーゼルトラックの導入に対する補助（国庫補助・平成25年度補正予算）については、平成26年3月に1次募集を、4月に2次募集をそれぞれ行いましたが、今回、特別募集を行うことになりました。この補助金の執行団体は、全日本トラック協会、補助金申請の窓口は、本社の所在地がある各都道府県のトラック協会です。

補助金（特別募集）の概要は、下記のとおりですが、補助対象内容や申請方法等の詳細につきましては、全日本トラック協会のホームページ（<http://www.jta.or.jp>）に掲載されておりますので、ご覧ください。

記

1 補助対象事業者

- (1) 申請時点において、保有車両台数が5両以上30両以下の運送事業者
- (2) 自動車リース事業者（上記（1）に貸与する場合に限る。）

2 補助対象

以下の①～③の要件を全て満たす先進環境対応型ディーゼルトラックが補助対象になります。

- ① 車両総重量3.5トン超の事業用ディーゼルトラックのうち、以下のいずれかの基準を満たす車両を導入すること。
 - イ 「平成27年度重量車燃費基準達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合かつNOX・PM+10%以上低減車」
 - ロ 「平成27年度重量車燃費基準+5%以上達成車」かつ「平成21年排出ガス基準適合車」
- ② 平成25年12月12日から予算額に達した申請日までに新車新規登録された車両であること。
- ③ ①の導入に当たり、以下のi～iiiのいずれにも該当する事業用トラックとの入れ替えであること。
 - i 平成27年度燃費基準未達成車
 - ii 平成25年12月12日以降に名義変更又は廃車したものであって、廃車又は名義変更した日以前過去1年間以上所有しているもの
 - iii 導入する先進環境対応型ディーゼルトラックと同区分（大型・中型・小型）であるもの

3 補助額等

- (1) 補助額

大型	100万円	※大型とは、車両総重量12トン超のもの。
中型	70万円	※中型とは、車両総重量7.5トン超12トン以下のもの。
小型	40万円	※小型とは、車両総重量3.5トン超7.5トン以下のもの。
- (2) 補助上限台数 1事業者当たり1台（リース事業者の場合は、借受ける事業者当たり1台）

4 補助申請の受付期間

平成26年12月5日（金）から

（注1）補助金申請額が予算額に達した日をもって、申請の受付を終了します。

（注2）予算の執行状況によっては予算額に達する前に申請の受付を終了することがあります。

その場合は、事前に公表の上、申請受付を終了させていただきます。

（注3）宮城県トラック協会（仙台市若林区卸町）で受け付けます（本社が宮城県にある事業者に限ります。）。

（注4）受付時間は、9時から17時までです。

5 申請書類

以下の申請書類を正本1部、副本2部の合計3部をご提出下さい。

(1) 交付申請書兼実績報告書（様式第1）及び別紙（様式第1の1）

(2) 補助金請求書（様式第6） ※日付、番号は空欄で構いません

（注）（1）及び（2）の様式は、全日本トラック協会のホームページからプリントアウトしてください。

(3) 見積書及び請求書の写し

(4) 支払を証する書類（領収書等）の写し

(5) 自動車検査証の写し

（注）所有権留保を解除した場合は、新規登録時のものと、移転登録後のものが必要。

(6) 名義変更又は廃車した車両（入替え前の車両）の証明書類

イ 名義変更の場合は、所有していたこと又は名義変更したことを証する書類（詳細登録事項等証明書等） ※詳細登録事項等証明書（現在記録、保存記録）は、原本を添付すること。

ロ 廃車の場合は、廃車したことを証明する書類（詳細登録事項等証明書等）、及び廃車車両にかかる自動車リサイクルシステムの使用済自動車処理状況検索機能画面（インターネット検索画面）を印刷したもの

※詳細登録事項等証明書（現在記録、保存記録）は、原本を添付すること。

ハ 入替え前の車両の所有者名義が、名義変更又は廃車した日以前1年間に変更され、変更前と変更後が同一事業者である場合は、そのことを証明する書類（登記簿謄本等）

(7) 自動車賃貸契約書の写し（リースの場合に限る。）

6 交付決定

補助金の交付決定は、全日本トラック協会が行います。

7 その他

(1) 補助金申請時まで、補助対象車両（新車）の支払いが完了していなければ、補助金を受けることはできません。

※手形は申請時に精算が終了されていること

(2) 第1次募集及び第2次募集で交付決定を受けた事業者は、補助金を受けることはできません。

(3) 補助対象車両に関し、国の他の補助金と重複して補助金を受けることはできません。

(4) 入替え前車両は、補助金申請時まで、廃車又は名義変更していることが必要です。

(5) 中古車や新古車は、補助の対象になりません。

（担当）業務部 久保

022-238-2721